

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報政策課)	27
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	27
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	28
○知事権限に係る保安林の指定の予定(2件)..... (治山課)	28
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	28
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	28
○水防警報河川の指定..... (河川課)	29
○河川区域の指定の一部改正..... (河川課)	29
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定..... (河川課)	29
支庁告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	29
道警察旭川方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	32

告 示

北海道告示第335号
次のとおり随意契約の相手方を決定した。
平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度電子計算機で処理する業務 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月31日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社HBA
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目

(4) 随意契約に係る契約金額
353,581,200円

(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

2(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度情報処理システム変更等業務 一式

(2) 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社HBA
イ 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目

(4) 随意契約に係る契約金額
1人工当たり単価 554,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続
随意契約

(6) 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道企画振興部科学IT振興局情報政策課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第336号
土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成20.5.1	栗山土地改良区
同 20.5.2	雨竜土地改良区
同	北海土地改良区
同 20.5.7	当別土地改良区

北海道告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（伏古第2地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水施設、区画整理、暗きょ排水、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成20年5月20日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第338号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ560の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第339号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指

定する予定である。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 宗谷郡猿払村鬼志別東町279の1、279の2
- 2 指 定 の 目 的 風害の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第340号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 宗谷郡猿払村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
猿払村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び猿払村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 豊富遠別線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
天塩郡天塩町字幸和16番8地先から 天塩郡天塩町字本町6丁目26番15地先まで		前	14.53mから 16.74mまで	399.30m	一般国道232号 重複L=10.09m
		後	14.53mから 18.54mまで		一般国道232号 重複L=7.27m

北海道告示第342号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	水防警報区
		左岸 右岸
朱太川	幹川	寿都郡黒松内町字黒松内306番68地先の東
	朱太川	東橋下流端から海まで
		寿都郡黒松内町字黒松内245番7地先の東
		橋下流端から海まで

北海道告示第343号

昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

表の1一級河川石狩川水系発寒川の欄中「第1号図の2及び第2号図の2」を「第1号図の2、第2号図の2及び第3号図」に改める。

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川朱太川水系朱太川

に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道小樽土木現業所事業部治水課及び黒松内事業所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年5月16日

北海道知事 高橋 はるみ

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第39号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年5月16日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 名称 道道余市赤井川線道路改良（冷水トンネル）工事

イ 数量 延長 L=1,281m 幅員 W=6.0m（総幅 W=8.5m）
内空断面 A=52.4m²（標準掘削断面（含余堀） A=70.5m²）

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成23年11月30日まで

(4) 履行場所 余市郡仁木町及び赤井川村

(5) 本工事は、あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、入札時に提案に基づいた価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE（技術提案型総合評価方式）の試行工事のうち、技術提案が実現される確実性について審査を行う確実性審査総合評価方式（標準型）の試行工事である。

(6) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等の実施が義務付けられた工事であること。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体であって、次のいずれにも該当すること。

(1) 特定建設工事共同企業体の要件

ア 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

イ 本工事の施工計画が適正であること。

なお、この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「V E提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。V E提案による技術提案書が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画書を提出すること。

ウ 構成員の数は、2社又は3社であること。

エ 各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上であること。

オ 構成員の1社以上が、過去10年間（平成10年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した実績を有すること。

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成員の要件

ア 発注工事の対応する平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する一般土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

イ 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者であること。

ウ アの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が、1,090点以上であること。

エ 発注工事に対応する建設業法の許可業種に付き許可を受けてから営業年数が4年以上であること。

オ 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

カ 道発注工事等入札参加除外措置要領の規定による道発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

ク 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、入札参加申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りでない。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

コ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

サ 本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の代表者の要件

(2)のアの資格審査の際における客観的審査事項について算定した評定数値が構成員中最高であり、かつ、出資比率が構成員中最大であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成20年5月16日（金）から6月10日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 小樽市奥沢1丁目21番1号
北海道小樽土木現業所企画総務部工事契約課
電話番号 0134 - 25 - 2154又は0134 - 25 - 2165

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道小樽土木現業所企画総務部工事契約課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 小樽市稲穂2丁目22番1号 日専連ビル7階ホール（送付による場合は、郵便番号 047 - 8639 小樽市奥沢1丁目21番1号 北海道小樽土木現業所企画総務部工事契約課）

(2) 入札日時 平成20年7月17日（木）午前10時（送付による場合は、工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を同封し、封筒に「道道余市赤井川線道路改良（冷水トンネル）工事入札書等」と朱書きの上、平成20年7月17日（木）午前9時必着のこと。）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

イ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の1社以上が、過去2年間に国（公団を含む。以下同じ。）又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであることをあらかじめ証明した場合で、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、道を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた資格を有する特定建設工事共同企業体で、その構成員の全員が、過去2年間に国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ証明した場合で、その特定建設工事共同企業体が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、低入札調査を受けた者との契約については、契約保証の額を契約金額の100分の30以上とする。

7 同種工事の調達に関する事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第5号の規定により同種工事の調達をする予定の有無 無

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 平成20年5月16日（金）から6月10日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、平成20年5月16日（金）午前9時から6月10日（火）午後5時まで（日曜日及び土曜日を含

む。）とする。

- (2) 交付場所 4に同じ。

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。ただし、インターネットによる交付を行うことができない書類については交付場所で直接行うものとする。

「調達ポータルサイト <https://www.idc.e-harp.jp/>」（北海道のホームページにリンク）

9 落札者の決定方法

落札者の決定は次によることとし、契約書の作成は要する。

(1) 落札方式

ア あらかじめ性能、機能、技術等に関する技術提案を受け付け、適正と認められた入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、また、標準案に基づく施工計画による入札参加者は、価格をもって入札する。次の(ア)から(ウ)の要件に該当する入札参加者のうち、政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で(2)のウによって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

(ウ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格（消費税等を含まない）で除した数値に対して下回らないこと。

イ アの評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 2に規定する資格を有する者に標準点100点を付与する。また、VE提案で施工しようとし、その提案が適正と認められた者には、VE提案の内容に応じて加算点を付与する。

なお、詳細については入札説明書による。

イ 必要がないと認められる場合を除き、開札後に見積内容及び見積に応じた施工体制を説明するための資料を求め、技術提案の実現される確実性の審査を行い、提案確実性係数（ $=0.0\sim 1.0$ ）を決定し、技術提案に対する加算点にこれに乗じたものを技術加算点とする。

なお、詳細については入札説明書による。

ウ 総合評価は入札者の申込みに係る標準点と技術加算点の合計点を当該入札価格で除して得た数値をもって行う。

10 予 定 価 格 等

- (1) 予 定 価 格 事後公表とする。
- (2) 低入札価格調査制度に係る基準価格設定している。
- (3) 入札の執行回数は、原則2回までとする。
- (4) 入札執行時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めることがあるので、内訳書をあらかじめ作成の上、持参すること。
 なお、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。
 また、公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施等の該当工事となった場合、落札者に内訳書の積算内容を確認するための詳細な内訳書の提出を求めることがある。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(1)、(2)、(7)、(11)、(12)、(13)によるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が特定建設工事共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (2) 標準案として示された図面及び仕様書について、VE提案を行う場合の技術提案書及びVE提案を行わない場合又はVE提案が適正と認められない場合の標準案による施工計画は3の条件付一般競争入札参加資格審査申請書類を提出する際に併せて受け付ける。
- (3) VE提案等の採否については、競争入札参加資格が有るとした場合の通知と同時に通知する。
 なお、VE提案等の採否の通知において、VE提案に基づく技術提案により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の責により、入札に係るVE提案を遵守することができない場合は、工事成績評定点から減点するものとする。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道小樽土木現業所企画総務部工事契約課
 イ 所在地 郵便番号 047 - 8639 小樽市奥沢1丁目21番1号
 電話番号 0134 - 25 - 2154又は0134 - 25 - 2165

12 Summary

- A Subject matter of the contract : Construction work of Hokkaido road Yoichiakaigawasen Rout Roadreformaion (Hiyamizu-tunnel) Works (Length) 1,281m
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 17, 2008
(If mailed, bids must arrive no later than 9 : 00 A.M., July 17, 2008.)
- C Contact point for the notice : Construction Contracts Division, Planning and General Affairs Department, Otaru District Public Works Management Office
 Office : 1-go, 21-ban, 1-chome, Okusawa, Otaru-City, Hokkaido, 047-8639, Japan
 Phone : 0134-25-2154, 2165

道警察旭川方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第49号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成20年5月16日

北海道警察旭川方面本部長 有 川 進

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

レギュラーガソリン	J I S 2号	237,100 ℓ
ハイオクガソリン	J I S 1号	3,900 ℓ
軽油	J I S 1号	20,300 ℓ
エンジンオイル	ガソリン用マルチグレードS L級	
	ディーゼル用マルチグレードC F級	1,500 ℓ
- 2 落札を決定した日
平成20年3月21日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 北海道エネルギー株式会社
 - (2) 住 所 札幌市北区北10条西3丁目16番地
- 4 落札金額

レギュラーガソリン	J I S 2号	1 ℓ 当たり	139円
ハイオクガソリン	J I S 1号	1 ℓ 当たり	149円
軽油	J I S 1号	1 ℓ 当たり	119円

